

特例事業承継税制（贈与税の納税猶予について）

平成 30 年度税制改正においてさらなる利用促進のために、従来の事業承継税制（一般措置）に加えて、事業承継税制の特例措置（特例事業承継税制）が創設・拡充されました。今回は、特例事業承継税制による納税猶予のうち、贈与税の納税猶予の適用を受けるために必要な、贈与から贈与税の申告書提出までの手続について説明します。

(1) 申告までの手続について

特例承継計画の
策定・提出・確認

会社の後継者や承継時までの経営見通し等を記載した「特例承継計画」を策定し、認定経営革新等支援機関（税理士、商工会、商工会議所等）の所見を記載のうえ、平成 35 年（2023 年）3 月 31 日までに都道府県知事に提出し、その確認を受ける。
※平成 35 年（2023 年）3 月 31 日までの贈与については、贈与後に承継計画を提出することも可能です。

贈与

この制度の適用を受けるためには、先代経営者等である贈与者から、全部又は一定数以上の非上場株式等の贈与を受ける必要があります。

贈与税の
申告期限までの間

会社の要件、後継者（受贈者）の要件、先代経営者等（贈与者）の要件を満たしていることについての都道府県知事の「円滑化法の認定」を受ける。
贈与税の申告期限までに、この制度の適用を受ける旨を記載した贈与税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出するとともに、納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保を提供する。

贈与税の申告期限

贈与を受けた年の翌年 2 月 1 日から 3 月 15 日までに、受贈者の住所地の所轄の税務署に贈与税の申告をする必要があります。

(2) この制度の適用を受けるための要件

① 会社の主な要件

次のいずれにも該当しないこと

- (イ) 上場会社
- (ロ) 中小企業者に該当しない会社
- (ハ) 風俗営業会社
- (二) 資産管理会社（一定の要件を満たすものを除く）

※資産管理会社とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等の特定の資産の保有割合が総額の 70% 以上の会社（資産保有型会社）やこれらの特定の資産からの運用収入が総収入金額の 75% 以上の会社（資産運用型会社）をいいます。

② 後継者である受贈者の主な要件

贈与時において次の要件を満たす者

- (イ) 会社の代表権を有していること
- (ロ) 20 歳以上であること
- (ハ) 役員の就任から 3 年以上を経過していること
- (二) 後継者及び後継者と特別の関係がある者で総議決権の 50% 超の議決権数を保有することとなること
- (ホ) 後継者の有する議決権数が次の①又は②に該当すること

① 後継者が 1 人の場合

後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること

② 後継者が 2 人又は 3 人の場合

総議決権数の 10% 以上の議決権数を保有し、かつ、後継者と特別の関係がある者（他の後継者を除きます）の中で最も多くの議決権数を保有することとなること

③ 先代経営者等である贈与者の主な要件

- (イ) 会社の代表権を有していたこと
 - (ロ) 贈与の直前において、贈与者及び贈与者と特別の関係がある者で総議決権の 50% 超の議決権を保有し、かつ後継者を除いたこれらの者の中で最も多くの議決権数を保有していたこと
 - (ハ) 贈与時において、会社の代表権を有していないこと
- ※贈与の直前において、既に特例措置の適用を受けている者がいる場合等には、(イ)、(ロ) の要件は不要です。

④ 担保提供

納税が猶予される贈与税及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。

※この制度の適用を受ける非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、納税が猶予される贈与額及び利子税額に見合う担保の提供があったものとみなされます。
(担当: 矢幡 賢一)